

「火災保険で住宅の修理ができる」と
勧誘された



「来訪した業者から『火災保険を申請して、外壁のひび割れを修理しないか』と勧誘された。信用できるか？」との相談が入りました。

「保険金請求のための高額な手数料やキャンセル料を請求された」「ずさんな工事をされた」などの相談も寄せられています。

すぐに契約せず、まずは、保険金請求については加入の保険会社に相談しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ